

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は、全員の8人です。  
定足数に達しておりますので、これから会議を再開いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。  
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、一部行政委員会の長及び説明員である課長等の入場を制限、並びに傍聴席を閉鎖しております。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「委員会報告」  
議会の運営について、議会運営委員長から報告を頂きます。  
我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和3年下川町議会定例会9月定例会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。  
本日は、今定例会議最終日の追加提案予定事項について審議を行いました。  
議会提案の追加件数は8件で、内容は委員会報告1件、委員会審査報告4件、意見書3件であります。  
次に、提案議案等の審議要領等についてであります。議会提案の8件については、提案日に本会議において報告、審議を行うことといたしました。  
以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） 以上で委員会報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第2 議案第17号「下川町過疎地域持続的発展市町村計画について」を議題といたします。  
本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。  
大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第17号 下川町過疎地域持続的発展市町村計画について、委員会における審査経過と結果について報告いたします。  
今回は、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で時限を迎え、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月から施行されたことに伴い、令和3年度から令和7年度までの5か年に係る計画を策定するものです。  
審査に当たり、政策推進課長などから、説明資料により説明を受けました。  
「北海道知事との協議が整ったので、議決を求めるものである。」、「過疎債や補助率の引上げ等有利な制度を活用するためには策定の必要がある。」、「市町村計画の基本方針に関する事項は、第6期下川町総合計画の将来像である2030年におけるありたい姿と分野

方針を位置づけしている。」「今回から記載の追加項目とされている達成評価は、行政評価を活用して実施していく。」などの説明がありました。

委員からは、「2030年では3,000人ぐらいの人口規模を維持できるのではないかと考えており、そのための施策をすべきではないか。」「公共施設等総合管理計画では、数値目標の必要性のほか、各分野ごとに管理計画等の整合性が述べられている点を十分に考慮すべきである。」

また、委員から、「計画を作成するときに町長から具体的な指示があったのか。」との質疑に対し、「細かな点はないが、総計の見直し時にも指示はあり、最終的にもチェックは受けている」、「防災に関する記述はないのか。」に対しては、「国土強靱化などにより緊急防災があり、そちらに重点化されている。」などの説明がありました。

これらの審査を踏まえて、当委員会としては、次の意見を付すものであります。

「過疎債を活用するための計画となっているが、公共施設の耐用年数を含め、町民の福祉の向上に関与し、実効性を高めてもらいたい。」

「下川町総合計画や下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合性が取れるようにすべきであり、具体的な事業名を追加する際には議会との事前協議をすべきである。」

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果について報告いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第17号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 3 議案第 18 号「令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 18 号 令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）について、委員会における審査経過と結果について報告いたします。

今回は、第 5 回目の補正でありまして、新型コロナウイルス対策、緊急を要するもの等に伴うものであり、歳入歳出それぞれ 1 億 9,224 万円を追加し、総額を 53 億 8,128 万円とするものであります。

審査に当たり、総務課長などから、概要書、事項別明細書等により説明を受け、その後、所管の課長などから説明を受けました。

委員からは、「施設を維持するものや取り壊すものなどの整合性が取れていない。」、「地方交付税の増額計上をしているが、当初の見込みが甘かったのではないか。」、「公共施設は管理計画で数値目標があるべきで、修繕等の補正予算は全体を見渡した中ですべきである。」、「修繕に関しては、年度途中で損傷したというのではなく、年度当初に計上すべきものであり、今後どのように活用していくかも考慮して検討すべきである。」、「各施設が経年劣化ははじめているため、総点検が必要であると同時に、公共施設カルテを有効に活用して、修繕等の年次計画を立てるべきである。」、「木工芸センター等の普通財産は、単に愛好している人がいるから施設を維持するのではなく、類似施設を統合して設備することも考えられる。個別に施設を維持管理していくと、修繕が必要になった場合、結果的にコストが高くなる。」などの意見がありました。

また、修繕料で予算計上されている、土壌改良施設、五味温泉、木質原料製造施設、木工芸センターの現地調査を行いました。

これらの審査を踏まえて、当委員会としては、次の意見を付すものであります。

「補正に関しては、緊急性があるものは当然であるが、修繕等に関しては、施設の耐用年数も考えて維持・補修費を計上すべきである。」

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果について報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 18 号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
議案第 18 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。  
したがって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 4 認定第 1 号「令和 2 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第 5 認定第 2 号「令和 2 年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案については、決算認定特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

中田豪之助 決算認定特別委員長。

○決算認定特別委員長（中田豪之助君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、認定第 1 号 令和 2 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について、当委員会における審査経過と結果について報告します。

審査に当たっては、決算書及び決算附属資料に加え、主要施策報告書及び財政概要などの資料提出を求め、予算の支出が歳出予算の目的どおり適正に執行されているか、行政効果が発揮されているか、行財政運営が適正であったかを主眼として、それぞれ所管課ごとに審査を行い、審査内容と委員間討議の結果を基に理事者から見解を求めました。

この決算の審査に当たっては、冒頭、副町長から各種会計の決算のポイント、会計管理者から決算の要旨について説明が行われました。

一般会計の決算状況は、歳出が 55 億 3,043 万 8,000 円と、前年度と比較して歳出で 11%と増加しているものの、歳入は 56 億 7,330 万 3,000 円となっており、内訳としては、町税、地方交付税及び国・道支出金で増加しており、町債が減少しています。

歳出の内訳としては、投資的経費で 1.1%減少していますが、人件費や公債費などの義

務的経費で9.0%増加しています。

財政構造としては、経常収支比率は、3年連続減少し88.1%となっており、実質公債費比率は、4年連続増加の5.9%、将来負担比率は24.0%となっています。

また、基金現在高は、2年連続で増加し11億2,476万3,000円となっており、特別会計を含めた基金現在高は13億1,902万5,000円となっているものです。

下水道事業特別会計の決算状況は、歳入1億9,116万3,000円、歳出1億8,125万2,000円となっており、歳入、歳出とも前年度より減少しています。

簡易水道事業特別会計の決算状況は、歳入9,246万1,000円、歳出8,365万2,000円となっており、歳入、歳出とも前年度より減少しています。

介護保険特別会計の決算状況は、歳入8億5,017万5,000円、歳出8億1,126万1,000円となっており、前年度と比較して、歳入で増加しているものの、歳出では前年度より減少しています。

国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入4億6,389万3,000円、歳出4億5,159万3,000円となっており、前年度と比較して、歳入で増加しているものの、歳出では前年度より減少しています。

後期高齢者医療特別会計の決算状況は、歳入6,783万円、歳出6,765万6,000円となっており、前年度と比較して、歳入、歳出とも増加しています。

決算の概要について、委員から、「財政計画以上に基金を積めており、財政的にはいい決算になっている。」との意見がありました。

その後、3日間にわたって審査を行い、所管課ごとに担当課長などから、主要施策報告書、決算書等により説明を受けました。その内容と質疑応答、そして意見などについて、主要施策報告書も参照しながら、所管課ごとに報告します。

主要施策報告書1ページ、1「議会事務局」及び「監査委員事務局」の所管では、新規かつ重点的な活動として「議会活性化等調査特別委員会」の設置を行い、その成果として議会基本条例等の制定がありました。

しかし、コロナ禍により、町民との対話の場である「井戸ばた会議」は実行できなかったとの説明がありました。

また、監査委員事務局としては、例月出納検査のほかに、財政援助団体等に関する監査が行われたとの説明がありました。

主要施策報告書1ページ、「総務課」所管では、「下川町の財政概要」「令和2年度決算状況」「財産に関する調書」「各種会計決算附属資料」により説明がありました。

委員会での質疑において、課長などからは、「IP告知端末は保守延長で機械的に使えなくなるまで使いたい。」との説明があり、また、「普通財産の管理では、普通財産に切り替える際に、次の使い道が決まるまでは従前の課が所管になる。」との説明、答弁がありました。

委員会としては、「補正予算以上に不用額が出ているので、予算編成の段階で厳格にチェックすべきである。」と意見を付すものであります。

主要施策報告書3ページ、「政策推進課」の所管では、委員会での質疑において、課長などから、「1年後移住するぞ！プロジェクトは、30人くらい参加しており、考慮中の方も多い。」「一の橋バイオビレッジ構想については、基本は変更ない。高齢化もあるが、

住民との話し合いにより考えていきたい。」との説明があり、「贈答用シイタケは、町内に贈答の窓口業者はなく、直売店で扱っている。また、ネットでは、ポケットマルシェで扱っている。」との説明、答弁がありました。

主要施策報告書 7 ページ、「税務住民課」所管では、委員会での質疑で、課長などから、「不納欠損は、原因として生活保護受給による場合が多い。」また、「名寄の最終処分場は 3 割くらい埋まっている。下川の分別はしっかりしているが、意識の啓発が必要。」との説明があり、「特に移住者には分別の仕方が難しいようであることから、説明ビデオを製作している。」との説明、答弁がありました。

主要施策概要書 12 ページ、「保健福祉課」所管では、委員会での質疑で、課長などから、「ワクチンの副反応で重大なものはない。副反応は医師が判断し必要があれば国へ報告する。」とのことであり、また、認定こども園のコロナ感染対策としては、「本人と家族に健康調査票を毎朝提出してもらっており、本人や家族に熱があるときは登園を控えてもらっている。認定こども園は教育施設ではないので、簡単に休園にはできない。」旨の説明がありました。

委員からは、「福祉バスのような大型車両は必要か、福祉バスのあり方についての検討をしてみてもは。」との意見がありました。

主要施策概要書 14 ページ、「あけぼの園」所管では、園長から、「職員、利用者ともにコロナ感染者は出ていない。ワクチン接種の希望者へは全て接種完了している。」との説明がありました。

委員会での質疑で、園長などからは、「生活支援ハウスへの入居に関しては、現在は抽選制であるが、登録制は最後に申し込んだ方の順番がかなり後ろになる。検討はしたいが難しい状況ではある。」との答弁がありました。

運営形態の改善指示の取組みについては、「特に理事者から指示はないが、運営の効率化は図っていかないといけないと考えている。」との答弁、説明がありました。

主要施策概要書 15 ページ、「山びこ学園」所管では、園長から、「入所者の多くが重度の障害を抱える利用者で、加えて高齢化により介護にシフトしてきている。」との説明がありました。

委員会での質疑において、園長などからは、「今後の希望としては、自然動態により 40 名程度の定員として、家族とも相談し、詳細については今後考えていきたい。また、定員の変更となっても、生涯支援区分が高くなっており、それでも現在の収入は維持できる。また、これからの課題として、介護度が高くなってきているので、支援をできる体制を整えていく必要がある。」との説明、答弁がありました。

委員からは、「人材が慢性的に不足している状況であり、人材派遣業の活用も検討した方がよいのでは。」との意見がありました。

主要施策概要書 18 ページ、「農業委員会」及び「農林課」の所管では、委員会での質疑において、課長などからは、「来年度の道の有害鳥獣駆除の新計画に対し、下川として要望を出していく。また、ヒグマ駆除は、5 頭から 10 頭に増やしている。」「農産物加工研究所は、令和 5 年 4 月 1 日から移行できるように予定しており、9 月末に経営分析の専門家による提案を受ける予定である。」「新規就農希望は現在 7 組あり、道の担い手育成センター及びタウンプロモーションを通じての希望者である。直近にも 1 組の照会があり、

現在は8組になっている。」との答弁、説明がありました。

委員からは、「本年度のような猛暑は農業への影響が大きく、新年度予算に向け、高温障害対策として、畜舎への細霧冷房、ハウスへの寒冷紗等の予算を考えるべき。」との意見がありました。

主要施策概要書24ページ、「建設水道課」所管では、委員会での質疑において、課長などから、「桜ヶ丘公園内のため池は元水田で、水田廃止後もそのまま残っている。流入はない。」「公営企業会計は令和6年4月1日からの適用となる。現在は調査及び準備中である。」、また、「今後新たな町道新設の予定はない。」との答弁、説明がありました。

委員からは、「矢文の営農飲雑用水施設の取水の改良を考えてもらいたい。」、また、「流雪溝の管理は、1日1回のパトロールのみで、詰まっても対処できないことがある。担当でももう少しチェックして、委託料に見合った仕事をするように指導してほしい。」との意見がありました。

主要施策概要書38ページ、「教育課」所管では、委員会での質疑において、課長などから、「ALTの指導日数で、下川商業高等学校や認定こども園が少ないのは、小中学校をメインに実施しているためである。」「ふるさと交流館の企画展では、予約制としたことで入場者は減ったが、下川の文化財資料に関心・意欲ある方が来てくれた。」などの説明、答弁がありました。

委員からは、「ふるさと交流館の修繕計画はないとのことだが、立案すべきである。」、また、「小中一貫に関しては、教育委員会の素案等として提案し、理事者や学校関係者に説明をするべきである。下川商業高等学校の支援事業についても新名寄高校との関係も考慮して、従来のものを検証し、早急に検討するべきである。」との意見を付すものであります。

以上のように、各所管課からの説明及び質疑を終えた後、理事者への一括質疑として、「人材派遣の活用の考え方」、「外科医がいずれ不在になるが、今後どのように考えているか」、「公用車の維持管理」、「公共施設の利用料見直し」、「基金の統廃合」、「除排雪の今後の対応」等についての質疑を行いました。

それぞれ理事者側から、「人材派遣の活用の考え方」は、「求人に関しては、今年度、人材斡旋事業の活用は新たなものである。旭川、札幌でのプロモーション活動での求人など、人材の募集については福祉医療連携会議でも共有しながら取組みを進めてきた。今回のあけぼの園に関しては、新しい試みとして申し入れがあったもの。成果、効果があれば福祉医療連携会議でも次の展開として、山びこ学園、病院、認定こども園に広げていきたい。」との答弁がありました。

「外科医がいずれ不在になるが、今後どのように考えているか」は、「外科医師を1人採用しているが、この医師は令和4年3月末で退職の同意を双方で得ている。その後、旭川医大と協議しているが、諸事情で時間がかかっている状況である。現状は、土曜日午後から日曜日にかけて医大から派遣されており、金曜日からに拡大できないか、あるいは月曜日から金曜日でも派遣してもらえないかなど、いろいろ協議していきたい。こちらの意向をしっかりと伝えていきたい。また、他の医療機関からの派遣も検討している。今の外来からすると常勤医2名が妥当と考えているが、医師2名だと夜間待機で負担がかかる。年内に方向づけできるように議論を重ねていきたい。」との答弁がありました。

「公用車の維持管理」は、「町管理の公用車は 78 台あり、その中で福祉バスは大型車両になる。年数は経っているが、走行距離はそれほどではなく、エンジンは十分使えるが、車体が痛んでいる。オペレーションは、下川ハイヤーに委託していたが、昨年はコロナで運行回数も少なく、運転手を用意できないので、現在は名士バスに委託している。44 人乗れるが、最大まで乗ることはないので、車体の塗装などで費用が少ないうちは使用し、使用に耐えなければ小さい車両とも考えている。」との答弁がありました。

委員からは、ドライブレコーダーの設置に関する質問があり、「ドライブレコーダーは必須と考えており、職員からも申し入れがある。78 台のうち、21 台に設置している。今後は、計画的に設置をし、44 台を考えている。3 年くらいかけて計画的にしていきたい。新年度からできるように進めていきたい。」との答弁がありました。

「公共施設の利用料見直し」は、「町内の施設は 87 あり、利用料を徴収しているのは、体育施設で 10 施設ある。その他で 77 施設あり、ハピネスやバスターミナル、公区会館がある。体育施設の利用者は、32,000 人程度で 115 万円の収入、その他は 108 万円で、計 223 万円の利用料収入である。料金見直しの指示はしているが、コロナの収束も見えず、住民生活にも影響があるため、見直しは令和 4 年を予定していたが、一旦凍結をし、当面現状維持でいきたい。コロナの収束状況を見て考えていきたい。また、見直しには住民の声も聞きながら検討していきたい。」との答弁がありました。

委員から、「屋内、屋外を含め、施設の再編が必要になってくる。」との意見に対して、「常に検討します。」との答弁が続いている。新型コロナウイルスの対策と使用料の見直しの作業は別であり、消費税との関係など、どのように見直すべきかを示す必要がある。」との意見がありました。

「基金の統廃合」は、「特定目的基金は 17 あり、運用している。区分の見直しや統廃合は常に検討している。サンルダム建設対策基金が最も大きい。サンルダム建設対策基金、ふるさと開発振興基金、特色ある学習活動支援基金の 3 本は、統合可能かと検討している。現在、サンルダム建設対策基金は、管理用道路の建設で利用、ふるさと開発振興基金は、五味温泉の修繕に活用している。特色ある学習活動支援基金は、平成 18 年度の風倒木の売り払い代金の留保である。統合の案としては、サンルダム建設対策基金は、ふるさとづくり基金に移行。特色ある学習活動支援基金は、青少年育成基金に一元化できるかと考えていて、今は協議しているところで、いずれ示したい。基金は内部留保としては大切であり、円滑に利用できるようにしていきたい。」との答弁がありました。

委員からは、「基金の有効運用しやすいように、例えば分野別に整理をして、下川町の特色を出したものにすると、今後の基金運用が効果的では。」との意見がありました。

「除排雪の今後の対応」は、「例年より、降雪、作業量が増大しており、大きな数字になった。想定も不明なところがある。適宜状況を判断しながら実施していきたい。今年度は、当初 6,000 万円の予算である。今後は、過去 3 年程度を平均して、12 月に補正予算計上をしていきたい。除雪は 1 日百数十万円、排雪は 500 万円程度かかる。気象状況をみながら補正を考え、できるだけ早くに組むように対応をしていきたい。」との答弁がありました。

理事者との総括質疑を踏まえ、当委員会として、既にそれぞれの担当課所管の決算において指摘した意見のほか、以下の意見を強く付すものであります。

一、山びこ学園の生活支援員等募集、補充は喫緊の課題であり、あけぼの園で成果があれば広げていくのではなく、まずは幹旋等制度の情報共有、検討を行い、問題ないと判断されれば、山びこ学園でも試みるべきである。現在の同園職員が勤務を続けられなくなる状態が起きる前に行動を起こすべきである。

二、公用車に3年計画でドライブレコーダーを装備することや、サンルダム建設対策基金をはじめとして、いくつかの基金の統廃合に着手することは高く評価するものである。

三、公共施設の利用料、似たような施設の統廃合、遊休町有地や施設の利活用は、緊急度、優先順位を考慮の上、時間軸に展開し早急に進めるべきプロジェクトである。町長の強力なリーダーシップの発揮を期待するものである。

四、議会でコロナ禍における地域経済復興、感染防止対策などに対しての事業提案を行ったが、その実現度合いを一覧にした検証リストの提出を求める。実現、非実現の区分だけではなく、他の事業と合体して新施策となったなど、細かいフォローがあると次の提言に役立つものと考ええる。

五、除排雪事業に関して、委託料の範囲で執行できたものの、除排雪事業に係る委託料を適宜適切に確保するなど、安定した除排雪事業が遂行でき、かつ、町民生活が不安とならないように配慮すべきである。

六、下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計は、令和6年度から公営企業会計となるが、円滑な会計移行と利用料金の検討を進めるべきである。

以上、当委員会は、6項目の意見を付して原案どおり認定すべきものと決しましたので、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

続きまして、今定例会議において、当委員会に付託を受けました、認定第2号 令和2年度下川町公営企業会計決算認定について、当委員会における審査経過と結果について報告します。

審査に当たっては、決算書などの資料提出を求め、予算の支出が歳出予算の目的どおり適正に執行されているか、行政効果が発揮されているか、行財政運営が適正であったかを主眼として審査を行い、委員間討議を行いました。

事務長より病院事業報告書に基づき説明があり、収益総額は5億5,788万8,000円で、前年対比2.7%の増、費用総額は5億4,985万7,000円で、前年対比0.5%の減となり、令和2年度純利益額は803万1,000円であり、患者数は、入院患者数は9,257人で6.3%増、外来患者数は15,139人で、前年対比12.3%減との説明がありました。

委員会での質疑において、事務長などからは、「医師の体制については理事者と検討中である。また、訪問診療及び看護は、院長の方針で積極的に進めている。」「窓口事務の委託については、受付、会計、報酬請求、健康診断受付を担当しており、経験ない職員より効率が良く、また、派遣職員として3.5人工であるため、経費削減効果が上がっている。」との説明、答弁がありました。

当委員会としては、「町立病院において、外科医の不在は町民不安を増大し、健康面でのマイナスのみならず、移住・定住政策にもマイナスの影響は大きい。あらゆる可能性を考え、代替の外科医体制を検討するべきである。」

以上、当委員会としての意見を付して、原案どおり認定すべきものと決しましたので、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。  
7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 認定第1号 令和2年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

令和2年度の予算執行におきまして、本年3月10日の審議の報告で、2月末に町道除排雪等委託費の委託作業完了済みを含む3,000万円の補正予算の措置は、担当課職員も委託作業先も議会も町民も…それぞれに疑念や不信感を呼び起こしてしまったのではないのかと危惧をしております。

特に委託作業を請け負っている業者に対しては、思いやりのない対応ではなかったのかと感ずるところであります。仮にこの除雪委託業者が町外の企業で構成されている事業者であっても同様の措置をするのでしょうか。予算が確保されておらず、除雪作業が先行される。担当課に「支払いは大丈夫なのか」…委託作業先が言質を取るにしても、「いや…本日以降の議会で可決されるはずですよ」と回答しようものなら、予定予算を超えた時点でピッタリと除雪作業が止まってしまう恐れすらあります。そういう意味では、地元企業だからなのか、議会の議決に頼ったリスクの大きい行政運営をしていたと指摘せざるを得ません。

逆にあらかじめ補正予算を計上し、審議の上議決をされ、予算措置が手当てをされていれば、あらかじめ予算が確保されておりますから、担当課も「予算は確保されておりますので、心配せずに業務の遂行をお願いします」となり、担当課の口から出てくる言葉もまた変わってくるのであります。

このように所管課の立場を弱くしたのも、事前に予算を確保せずに委託作業をさせたしまった今回の措置に遠因があるのだと思います。そのことが行政の意思を持って予算をコントロールすることも難しくしており、結果的には委託業者にも所管課にも無駄なストレスをかけ続けることになっているのです。結果的には同じ3,000万円の補正予算でありながらも経過や結果が変わってしまう似て非なるものなのであります。

また、「適切な予算措置をしている」と町長は発言されておりますが、行政の執行を担保する機関が議会であることは、地方自治法でもうたわれているところであります。私の

考えとは相容れない状態とはなっておりますが、適正な状態に近づける努力はすべきです。

さて、町長は、「予算措置は自然現象相手で想定が難しい」との発言がございました。

私も職業柄、一生の大半を天気のことを気にしながら生きてまいりましたので、全く同意をすることであります。したがって、平年並みの降雪量の予算計上でまずは十分なのだと思っております。特に除雪費に関しては1,000万単位の予算計上が複数年続いており、ち密な除雪積算ではない状態でございます。予算の残存を見ながら補正を都度提案した方が、担当課も実際楽なのだと思えますし、特異な事情があり補正として計上するのであれば、議会としても深く共有できると思えます。

また、本年より通年議会に移行しております。速やかな補正予算を提案した方が、行政の信頼も得られるものではないのでしょうか。行政の信頼と議会の信頼は常に対であり、町民にできるだけ行政の意思が伝わるような議会運営をすることは、実は大事なことであります。

そのほかについては、決算認定委員会の審議としては、ただいま委員長の報告のとおり、審議が活発に行われ、所管課も真摯に答えていただき、適切な処理であったと解します。

また、議員間討議では、行政会計について分かりやすい討議がなされ、目から鱗が落ちるような為になる議員間討議がなされたことは、今後の議員活動にも大変血肉になる内容でありました。教えていただいた同僚議員の方々に改めて感謝いたします。

以上、議員各位の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 本町における除排雪委託料は、予算を上回って業務が執行され、不足部分が生じました。そこで、3月定例会の補正予算において、不足部分と3月までの予定額を含め3,000万円の増額議決がなされ、総額9,000万円となりました。そして、その決算額は9,466万9,000円、議決趣旨は9,000万円であることから、実態に疑義が生じ、議員間討議が行われたものと思えます。

議会の議決科目は、款・項であります。支出する節、委託料の予算内において支出が可能であることから、466万9,000円の支出は議会の議決を要しないものであります。

私は、3月補正予算において、適切な処理ではないという考えの下で議決に反対の意思を表しましたが、議会の構成員である以上、成立した議案に従わなければなりません。

そこで、これまでの議決経緯からして、令和2年度の決算については認定に賛成するものでございます。

次の事案でございます。議決予算が6,000万円になるのに、議会の議決なく、2月末に8,508万円業務が執行されている件です。

決算での議論のとおり、既存の委託料に余裕がある、また、目内の流用、目間の流用がされるなどの手続きが踏まれている場合は、法的に何ら問題ない話で、ルールに沿った話であります。既存委託料は不足、流用手続きが行われていない、これが問題であるとの話であり、さきの決算の話とは全く違う話であります。

これに対して、理事者は、「何ら問題なく、ルール上も問題ない」と一貫して主張され、決算の理事者総括においても確認をされたところでもあります。

その理由として、財務規則に基づき、支出負担行為は請求のあった日で、請求があつて初めて支出ができる。また、降雪等は予測が不可能であり、除排雪は生命・財産・健康に関わるものであり、生活形態など支障が生じないため、有事の際に対応できなければならないので、議会の議決を経ず業務を執行しなければならないなどの趣旨であつたと思ひます。

支出負担行為請求は、いずれも議会の議決があつて初めて行使が可能であります。業務が執行されていない中で、契約月日で支出負担行為を取ることは不可能であり、請求日で取るというのはこれは当然であります。

論点は、さきのとおり、議決以前…予算議決がなく業務を執行したことであります。

町長は、特に緊急を要するため、時間的余裕がない場合などは、地方自治法第179条第1項に基づき、本来は議会の権限である事項…予算議決であります…を町長が代わつて処分する専決処分…いわゆる補正予算が認められております。ただし、第3項において、事後報告と承認が必要となっております。

大雪などに伴う除雪費の不足への対応と、今後の予測が容易でない降雪などに備えた円滑な道路交通の確保など、住民生活に支障が出ないように対処する必要がある全国の自治体においては、除排雪委託料についてこの専決処分の手続が取られております。名寄市においても、降雪により増加した除排雪事業に関わる委託料は専決処分され、議会の承認を得ております。24年の第2回名寄市の定例会でございます。

下川町では、予測が容易でない中で、町民の生命・財産など有事等を考慮して、予算議決がなくても業務執行は問題ないとの認識であります。町長の主張を正当化するとするならば、町長が代わつて処分する専決処分を行うことは、さきの例示からも明白であると思ひます。

○議長（近藤八郎君） 討論者に申し上げます。賛成討論ということで…やっておりますので、もう少し簡潔にお願いをしたいと思います。

○4番（春日隆司君） 一体的な話なので、これでも簡潔に言わせていただいているつもりです。

○議長（近藤八郎君） じゃあ更に簡潔にお願いします。

○4番（春日隆司君） はい…それでは簡潔に…。

また、除雪委託業務仕様書によると、2週間ごとの作業日報を提出しなければならないことになっております。

中川町では、除雪費が消化することを予測して、平成30年の2月ですが…第1回定例会において、5年平均で勘案し、補正予算を計上しております。

このように、他の自治体がなぜ専決処分をするのか、せざるを得ないのか、なぜ不足分を精査して補正予算を計上するのか、なぜ予算がないのに業務を執行しないのか、議会の

議決と権限が関わっているのではないかと、これを考察すると私は論を待たないと考えます。

いずれにしましても、これ…結びに入りますので御理解いただきたいと思います…よろしいですか。いずれにしても、町長の言われる…全く問題なければ、私は町民から負託される者の責任として謝罪をしなければなりません。住民の皆様の貴重な税金が適切に使われているかをチェックする役割を担っており、議会の重要な事柄でもあります。

順法精神に基づきまして、下川町の民主的な町政運営に努めてほしいとの意見も申し述べ、賛成の意見とさせていただきます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ただいま賛成討論の下に…町長に謝罪を求める旨の発言も含まれておりますけども、ほかに討論はありませんか。

付託を受けた特別委員会委員長…ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終了してよろしいですか…はい。

これから、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第6 会議案第6号「豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま議題となっております、会議案第6号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提案趣旨を申し上げます。

本案は、中田豪之助 議員を賛成者議員として提案するものであります。

本町は、豪雪地帯対策特別措置法…以下、豪雪法といいます…に基づき、特別豪雪地帯の指定を受けております。これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところではありますが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面しています。

特に令和2年度の豪雪では、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊、さらには除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになりました。

このように豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要です。

よって、国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど、総合的な対策を実施するよう強く要望するものです。

なお、本意見書の根拠法令、提出先は、お手元の意見書案のとおりとなっております。

つきましては、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、会議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ここで、1時間ほど経過しましたので、10分ほど…暫時休憩といたします。

---

休 憩 午後 3時 4分

再 開 午後 3時38分

---

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。多少…予定よりも遅くなったことを、まずお詫び申し上げておきます。

日程第7 会議案第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま議題となっております、会議案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提案趣旨を申し上げます。

本案は、中田豪之助 議員を賛成者議員として提案するものであります。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩<sup>ぞうこう</sup>が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠です。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、意見書案にあります5項目の事項を確実に実現されるよう、強く要望するものです。

なお、本意見書の要望項目、根拠法令、提出先は、お手元の意見書案のとおりとなっております。

つきましては、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、会議案第7号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。  
したがって、会議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第8 会議案第8号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」を議題といたします。  
本案について、提案趣旨の説明を求めます。  
提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま議題となっております、会議案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提案趣旨を申し上げます。

本案は、中田豪之助 議員を賛成者議員として提案するものであります。

北海道は、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は幅広い分野において大きな打撃を受けています。

また、近年、自然災害が激甚・頻発化する傾向にあります。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組みを加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、意見書案にあります10の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

なお、要望項目、根拠法令、提出先は、お手元の意見書案のとおりとなっております。  
つきましては、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、会議案第8号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。  
したがって、会議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第9 「諮問会議の設置」  
議会基本条例第28条の規定に基づく「下川町議会諮問会議」について、議会会議条例第131条第3項の規定により設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、下川町議会諮問会議を設置することに決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第10 「休会中の調査の申し出について」を議題といたします。  
総務産業常任委員会から、町内所管事務調査として、10月14日から15日の2日間、

各種事務事業の執行状況及び、施設の維持管理状況について、休会中の調査にしたいとの申し出がありましたので、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、休会中の調査とすることに決定いたしました。

---

○議長(近藤八郎君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年下川町議会定例会9月定例会議を閉会いたします。

午後3時41分 閉会

---

○議長(近藤八郎君) ここで町長から申し出により、御挨拶がございます。

○町長(谷一之君) 本定例会議の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄大変御多用にもかかわらず、本定例会議に御出席を賜り、提案させていただきました議案を精力的に審査いただきましたところ、全ての議案等お認めいただき、心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

特に第17号議案につきましては、根拠となる新過疎法において、過疎要件の改定が行われるとともに、前文が表記され、法律の精神と理念が定義づけられたのは、私たち過疎地域において意義深いものであり、時代潮流の中で都市に集中する人口を過疎地域に広げる可能性を探究し、地域資源を活用した持続可能なまちづくりを創造していくことが、この新過疎法の理念に表現されたものと確信しているところでございまして、今回の過疎地域の市町村計画を基盤としながら、人口減少等の過疎対策をしっかりと講じてまいりたいと思っております。

さらに、補正予算案件として提案させていただきました一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染に伴う各種事業が主となっておりますが、いまだ収束の見えない中においても感染対策や経済対策をはじめ、効率よく効果の上がる施行を心掛けていく決意でございます。

したがって、既にこれ以前に議決を頂いてる予算も含め、今回議決いただいた議案及び予算に係る施策をしっかりと執行してまいりたいと存じますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げますとともに、日を追うごとに寒さが募ってまいりますので、御自愛されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(近藤八郎君) 本日は、以上をもって散会といたします。大変御苦労さまでございました。